

<研究論文>

1947～1955年の夜間中学における義務教育観をめぐる「挑戦」

“Challenges” Regarding the View of Compulsory Education in Night Junior High Schools in 1947-1955

浅野慎一（摂南大学）

ASANO, Shinichi (Setsunan University)

序. 課題と方法

戦後日本の夜間中学の歴史は、憲法・教育基本法に規定された義務教育観をめぐる「挑戦」の歴史でもある。ただし、その「挑戦」の位相・論理は多様かつ複雑で、従来、十分に整理されてきたとは言い難い。そこで本稿は、1947年～1955年における夜間中学の特徴を、生徒およびその候補者——入学希望者——による「挑戦」を機軸として、文部省・教師の対応も含めて考察する。

こうした課題設定の趣旨および方法について、やや詳しく説明しておこう。

まず第1に、「挑戦」という概念についてである。本稿は、本誌第5号に掲載された拙著論文「夜間中学とその生徒の史的変遷過程」と同様、ポスト・コロニアリズムの社会変動論・社会学の視座に立つ⁽¹⁾。

ここでいうポスト・コロニアリズムとは、日本で従来しばしば理解してきたような帝国主義・植民地支配の残滓や継続性への批判にはとどまらない。むしろ帝国主義や植民地支配が克服された後の国民主権や民族自決、さらにそれらを前提とした民主主義や市民社会自体が抱える歴史的制約への根底的批判であり、それに代わるオルタナティブな社会の理論的探究だ⁽²⁾。したがって、戦後日本の憲法や教育基本法をめぐって相互に対立する諸解釈の当否にとどまらず、憲法・教育基本法やそれに基づく義務教育自体も克服されるべき批判対象となる。「なくてはならないが、あってはならない」のは夜間中学のみならず、国民主権とその下での義務教育それ自体である。

また社会変動論・社会学の視座とは、生徒の生活過程とその変化をもたらした社会の変動に焦点を当てた——いいかえれば視野を限定した——視座だ。筆者は、学校のあり方、教育行政・制度、教師の教育実践は、根底的には生徒やその候補者の生活実態と社会意識によって規定されると考えている⁽³⁾。生徒たちが夜間中学に入学し、またそれを希望するのは——あるいは中退して夜間中学を去る行為も——、あくまで自らのトータルな生活の必要に基づく主体的行為であり、単なる義務教育への包摂やそこからの排除、それらに対

する「抵抗」や他に選択肢がない中での受動的対応では決してない。そもそも彼・彼女たちの生活がなければ義務教育は存在し得ないが、義務教育などなくとも彼・彼女たちの生活は存在し続ける。どちらが自律的主体で、どちらが依存的存在かは明白であろう。筆者は夜間中学を、「周縁の義務教育」⁽⁴⁾にとどまらず、ポスト・コロニアル社会で周縁化された人々の出会いと発達の場であり、憲法・教育基本法等によって歴史的に制約された義務教育の周縁化の一過程と捉えている。

こうした意味において、本稿では「排除に対する抵抗」や「やむをえない受動的対応」、「義務教育の改善要望・再構築」、「関連する法・条文の新解釈」等ではなく、あえて「挑戦」という概念を用いる。

第2に、「挑戦」の主体についてである。周知の如く、この時期、政府（文部省・労働省等）は夜間中学の設置・法制化に否定的だった。一方、夜間中学の現場の教師はその必要性を積極的に主張し、実践した。先行研究の多くは、こうした政府と教師の対抗関係に重心を集中させ、生徒の固有の立場はあまり顧みてこなかったように思われる。いわば生徒の立場は、教師によって代弁されるとみなしてきたのである。

しかし、いうまでもなく生徒と教師は別の主体だ。また前述の「挑戦」概念を重視する以上、その中心的主体は、生徒およびその候補者となる。彼・彼女たちが自らの行為を「挑戦」と認識しているか否かは、さほど重要ではない。人は社会を変えるために生きるのではなく、自らの生活の発展的再生産それ自体を目的として生きる。そうした生活の必要に基づく行為の集合こそが、個々人が予期せぬ／意図せざる社会の変革へと連鎖・結実する。本稿で論じる「挑戦」の大半は、生徒や候補者の主観的意識（即自・対自）とはさしあたり無関係な——あたかも自らの生活の必要に基づいて国境を越える移民が、ポスト・コロニアルの国民国家システムに「挑戦」しているのと同様——、戦後日本の義務教育自体に対する意図せざる「挑戦」だ。夜間中学は、日本の学校の中で、こうしたポスト・コロニアルの「挑戦」を最も看取しやすい一つの現場といってよい。

第3に、本稿の対象時期——1947年～1955年——は、夜間中学とその生徒が急増した戦後復興期に当たる。夜間中学は1947年に誕生し、1954年に学校数で89校、1955年に生徒数で5208人とピークに達した。そしてこれ以降、高度経済成長に伴い、学校数・生徒数とも減少に転じた⁽⁵⁾。これは、単なる数量的变化ではない。世界・日本の社会変動の渦中での、生徒やその候補者の生活実態と社会意識、したがって「挑戦」の質的变化にほかならない。先行研究多くの場合、1947年～1954年または1955年を一つの画期として考察してきた⁽⁶⁾。本稿もこれに準じる。なお1955年については、戦後復興期と高度経済成長期の分水嶺または移行期と捉え、その限りで対象時期に含める。

そして第4に、様々な主体の義務教育観を把握する方法についてである。政府と教師のそれは、当時の記録史料によって一応の把握が可能だ。しかし、生徒が自らの義務教育観を直接書き残した史料は極めて少ない。当時の生徒の作文等はあるが、そこから全体像を

うかがい知ることは難しい。前述の「挑戦」概念が対自性を越えたものである以上、それは当然であろう。そこで本稿は、主に教師が記録した生徒の実態に依拠し、これを把握する。すなわち生徒とその候補者の生活と行為によって無言で語られた「挑戦」を捉える。

もとより実際の生徒・教師には、多様な個人差がある。本稿は、当時の史料から読み取れる範囲での一定の類型的把握にとどまらざるを得ない。

I. 文部省と教師の義務教育観

さて1947年、日本の義務教育に六三制が実施された。しかし経済的貧困のため、昼間は働くを得ず、新制中学に通えない学齢者が多数いた。そこで一部の教師が夜間学級を開設した。

まずは政府、および現場の教師の夜間中学をめぐる義務教育観を改めて確認しておこう。

政府は、夜間中学が児童労働の容認・義務教育の空洞化につながるとみなし、その法制化・設置に否定的だった。これに対し、現場の教師は、夜間中学が不就学・長欠生徒の救済、義務教育の完遂に不可欠と主張し、これを維持・増設した⁽⁷⁾。

ただしこうした政府と教師はいずれも、教育基本法が規定する9年間の義務教育の完遂を至上目的とし、夜間中学はできるだけ速やかに廃止されるべき暫定的経過措置とする認識を共有していた⁽⁸⁾。また夜間中学の生徒を、主に不就学・長欠の学齢者と想定していた。いわば両者は、学齢者、とりわけ「経済的地位」、「経済的理由」（教育基本法第三条）による就学困難者の義務教育完遂のための暫定的方法・道筋をめぐって対立していたのである。

なお従来、夜間中学の教師の認識が憲法・教育基本法に規定される教育権に本格的に裏打ちされたのは1960年代であり、1955年以前は不就学・長欠生徒の恩恵的救済という認識にとどまっていたとの見解——筆者の論稿⁽⁹⁾も含む——がある。しかし実際には、1955年以前から教師の多くは夜間中学の意義・必要性を、憲法・教育基本法における教育の機会均等、基本的人権としての教育を受ける権利を根拠として主張していた⁽¹⁰⁾。「単なる救済的な性格のものではない…（中略）…、生徒個人が本来的にもつ教育権行使の問題」⁽¹¹⁾との言及もみられる。1954年に発足した全国中学校夜間部教育研究協議会（全国夜間中学校研究会の前身組織）も、教育基本法や教育の機会均等の原則を論拠として文部省に夜間中学の法制化を陳情していた⁽¹²⁾。ポスト・コロニアリズムの観点からいえば、多様な可能性を内包する「恩恵的救済」行為が、既に近代的な教育権思想の枠内に徐々に回収されつつあったとも言えよう。

II. 昼間の中学校から転校を希望した学齢者

さて一方、夜間中学の生徒・入学希望者は、遙かに多様であった。

まず、昼間の中学校から夜間中学への編入・転校を希望する学齢者がいた。すなわち義務教育が、児童労働の禁止、労働と学習の峻別を自明の前提として昼間限定で実施されることに対し、自らの「実際生活に即し（教育基本法第二条）」て「挑戦」したのである。

しかし、こうした学齢者は現場の教師の判断により、夜間中学への編入を容易に許可されなかつたようである。「現在昼間に通学している者は…（中略）…、新たな非常事態が発生しない限りは（編入を）許さない」、「編入に制限と条件を付けて、編入以前に未然に昼間部への在籍を勧める」、「1年生時代は昼間就学をすすめ、決して夜間に就学させない」⁽¹³⁾等である。文部省と同様、現場の教師も、「現行諸法規との対立、ひいては六三制を混乱し破壊することのないように」⁽¹⁴⁾、夜間中学への編入・転校を厳格に規制していた。

III. 教師に勧誘された不登校・長欠の学齢者

さて同じ学齢者でも、昼間の中学校でいったん不就学・長欠と認定されれば、夜間中学への入学は比較的容易であった。むしろ教師の側が、生徒やその親を説得して夜間中学への登校を勧誘したケースも多い⁽¹⁵⁾。

こうした教師の勧誘に感謝する生徒の声も多数、聞かれる。

しかし、義務教育の強制に抵抗する声も決して少なくなかった。勧誘に訪れた教師に対し、親や本人が「義務教育の9ヵ年は貧困家庭には長すぎる」、「6・3制度に反対、その必要を認めない…（中略）…。中学へやっても何の役にも立たない」、「就労、技術見習いを学校より有利」⁽¹⁶⁾等と反発する声が頻発していたのである。

教師が勧誘に成功した場合も、「いやがる生徒を無理に勧めて就学」、「生徒のかりあつめ」、「お義理入学」、「いやではあるがと、しかたなしに」⁽¹⁷⁾等といった実態もみられた。

もちろん教師は、生徒（学齢者）の「幸福の最大化」を判断基準として、専門性と経験に基づき、夜間中学への入学をある時は断固として拒否し、ある時は懸命に勧誘したと思われる。しかし、生徒の生活上、就労が不可欠という現実と、「学齢」・児童労働禁止等の法的規制との間に齟齬があり、しかも入学の可否が当事者ではなく教師によって決められる以上、夜間中学への入学拒否および勧誘による入学がいずれも、生徒の実生活に様々な矛盾・不利益——就学機会の喪失、家族の経済生活の破綻、本人の雇用喪失・過労等——を生起させた可能性は否定し得ない。

こうした現実と法規制の齟齬は、文部省や教師も当然、認識していた。そこで文部省は、夜間中学の法制化・整備には否定的だったが、一定の範囲でその継続を黙認した。また現場の教師は、文部省に対しては「生徒は生活のために昼間の就労が必要。だから夜間中学が不可欠」と主張し、労働省に対しては「生徒の就労の多くは『手伝い』程度であり、労基法違反には該当しない。だから夜間中学は適法」と訴えた⁽¹⁸⁾。「生徒側から見て労働基準法の少年保護規定と、自由経済機構における就職即ち賃金取得（生活方法）の方法と通

学との諸関係の間に相当のギャップがある」、「新しい学制は画期的な変革であったが、これは必ずしも社会の要求に根ざしたものではなく、敗戦によって与えられたものであるとすれば、この意味で『法』が『事実』に先行したものであり、両者が遊離していることも争えない事実」⁽¹⁹⁾と述べる教師もいた。

教師による勧誘ももちろん強制ではなく、実際的な配慮をもってなされていた。「学校としては、家庭も生活が出来、生徒も喜んで就学出来る様にしている」、「教師の一方的な考え方だけでなく（親や生徒の心情や実態を）十分に考慮しなければならない」⁽²⁰⁾等である。また不就学生徒に対し、教師が「本人が夜間に出席すると言う事を条件に」就労先を紹介したり、失業した生徒に教師が就職を斡旋したケースもあった⁽²¹⁾。

総じて教師、とりわけ家庭訪問をして不就学・長欠者を熱心に勧誘し、当事者やその親から厳しい抵抗・反発を受けた教師ほど、現実と法規範の乖離に悩み、自らの義務教育観に疑問を抱きつつ、教育実践を行っていた。「長欠生徒の家庭を訪問してみて是非学校に出してもらいたい、と思い切って云える家庭が果して幾家庭あるか?暗い隘路の奥で一人の母は病床にあり、父は日雇に出ていて三畳か四畳半位の一間切り、或は二階借りの而も四畳半一間に親子五人の生活、涙なくしては対談が出来ぬ、それでも子供の将来を考え万難を排して学校に出しなさい、子を持つ親の義務だ、と心を鬼にして帰るもの、うすら寒い感じがする、果たしてこれでよいだろうか、幾多の疑問がわいて来る」⁽²²⁾等である。

IV. 学齢超過者

さて、この時期の夜間中学には、学齢超過者も多数、在籍していた。1953年、労働省婦人少年局および文部省初等中等教育局がそれぞれ実施した全国調査によれば、いずれも夜間中学生の約半数は学齢超過である⁽²³⁾。紙幅の関係上、詳細は示せないが、個別の都府県・地域・学校別にみても、学齢超過の生徒は多数みられた⁽²⁴⁾。特に東京都では、在籍者の3分の2が学齢超過の学校も少なくなかった⁽²⁵⁾。

これは、義務教育の対象を「保護する子女」に限定し、「学齢」（学校教育法）という年齢制限に根拠を与える日本国憲法・教育基本法に対する実質的な「挑戦」であろう。

学齢超過の生徒の多くは、20歳以下⁽²⁶⁾の若年層であった。彼・彼女たちは「運転士、理髪師、美容師、看護婦などの免許を受けようとした時、免許資格の一つとして義務教育修了資格が必要となり、…（中略）…機械工などをしている者が、工作上の計算や図面読みの必要から、修了資格は別として、内容的な教養をえようと」⁽²⁷⁾、夜間中学への入学を自発的に希望・選択した。もとより「一般的に向学心に燃えて」入学する者もいたが、多くの場合、両親の「保護する子女」というより、自立した労働者としての必要と結びつく学歴・学力取得が目的であった⁽²⁸⁾。

夜間中学の教師は、こうした学齢超過者の入学を柔軟に許可した。「そもそも夜間学級

が発足したのは、中学校の不就学者や長期欠席を救い、義務教育の完全実施をはかるためであったが、…（中略）…すでに義務教育を修了しているべきものが、未修了のままでいるために…（中略）…なんとかして義務教育を修了したい。しかし、昼間は種々の理由で就学できないために、夜間学級に就学している」⁽²⁹⁾ 現実を、受け入れたのである。

ただし、これはあくまで六三制移行期の暫定的経過措置としての救済にすぎず、学齢超過者への義務教育保障を固有の権利として認め、主張していたわけではない。学齢超過者を受け入れる場合も、「昭和22年（六三制開始）以降の小学校卒業生該当年齢以降の日本国民」、「小学校を卒業していて、20才以下のもの…（中略）…。旧制高等小学校卒業者で、就職上中学校卒業資格を必要とするもの」⁽³⁰⁾ 等に限定したとの記載もある。学齢超過者を正規生ではなく、聴講生として受け入れた学校もあった⁽³¹⁾。

V. 「暫定的経過措置」の範疇をはみ出す学齢超過者

しかしながら、こうした暫定的経過措置の枠をはみ出す学齢超過の生徒もいた。すなわち差別・貧困のため、戦前から小学校にも通えなかった中高年、また一部には不就学・長欠の小学生を含む生徒である。こうした生徒が在籍する学校では、中学の教科書ではなく、識字・簡単な算数を学んでいた。「小学校4年生から上は18歳位まで…（中略）…小学校低学年程度の同一教材で学んだ」⁽³²⁾ 等だ。これは、被差別部落・漁村等に設置された夜間中学の生徒に多いが、必ずしもそれだけではなかった。

教材・教育内容への言及はないが、やはり中学の教科書での学習が困難と思われる学校もあった。「学力は小学校3～4年生程度、にもかかわらず生活年令は、17～18才程度」、「年齢超過特別小学校2年しか終わっていないが、…（中略）…特別に入学させた」⁽³³⁾ 等である。

これらは、憲法・教育基本法で規定された「能力に応じて、ひとしく」受ける普通教育、「教育の機会均等」の内実を問い合わせ、一律の教科書に基づく義務教育に対する実質的な「挑戦」の要素を含む。

ただし、こうした夜間中学・生徒は、1955年以前から既に閉鎖・減少傾向にあったようである。後の時期の史料ではあるが、1952年に閉鎖された夜間中学の閉鎖理由が、主には「（行政）当局の無理解による圧力」としつつも、同時に「一応の理由は、入級する生徒に学年超過者が多くなってきて、玉津中学在籍の長欠生救済という目的が次第にぼやけてきたということにあった」⁽³⁴⁾ とも指摘されている。

開設当初は雑多な学齢超過者がいても、年度を経るごとに暫定的経過措置にふさわしい同質的な学齢超過者が多数を占めるようになった学校も見られる。「開設当時は本校不就学生の外小学生、学齢満期の者も十数名」、「当初はよせあつめ的学級であり、年齢や学歴が種々であり、18、9才の者や13才の者、高校在学者や小学2、3年程度の者等雑然とした中に出発」、「当初は小学生や乳児を守した婦女子も交え、喧々たる集いであったが…（中

略) …、開設後9カ月にして漸く… (中略) …中学生のみを取り上げて行うことになった」⁽³⁵⁾ 等である。

夜間中学の法制化・増設を主張するリーダー的教師の中にも、このような学校の認可・整備に消極的な意見もあった。「未解放部落に存在する夜間学級には問題がある。…(中略) …これは教育以前の問題であって、寧ろ社会政策の適切な施策」⁽³⁶⁾ によって解決すべきといった見解である。

VII. 校区外からの通学希望者

校区外からの通学者・入学希望者もいた。これを、比較的柔軟・広域的に受け入れた夜間中学も多い⁽³⁷⁾。ただし、その場合も広義の「校区」が設定され、それ以外の地域からの入学は行政の都合によって断られた。「隣接町村居住者で熱心に入学を希望する十名余は一応全部断っている」、「市内居住者に限定」、「立川市内の居住者、または立川市内の職場に勤務する者 (に限定)」⁽³⁸⁾ 等である。

開設当初は校区外からの通学者が多く、次第に校区内に収斂していった学校もある。さらに「在学生の通学区域が校下でなくなった為に本校の取扱外」⁽³⁹⁾ となったことを理由の一つとして、閉鎖された夜間学級もあった。

こうした校区外からの入学希望、特に入学を拒まれた人々のそれは、教育基本法で規定される「国及び地方公共団体」の奨学義務の実質的不履行への「挑戦」だったと言えよう。

VIII. 「学校嫌い」の学齢者

さて、この時期の夜間中学には、主に学齢者と思われるが、「学校嫌い」で昼間の中学を不就学・長欠となった生徒も少なからず在籍していた。当時の史料で、「精神薄弱、社会不適応児、肢体不自由児、境界線級児」、「労（ママ・学）力に於て格段の差がついたため学校ぎらいとなったもの」、「身体障害者・精神薄弱児、…(中略) …問題児」⁽⁴⁰⁾ 等とされる人々だ。こうした生徒が「雑然と混入」⁽⁴¹⁾ していたとの記載も見られる。

なお当時の史料には、「昼間の学校を長期欠席になった理由」または「昼間の学校に通学できない理由」、「二部（夜間）に通う理由」等別の生徒数を記した表が散見される⁽⁴²⁾。そこではほとんどの場合、「経済的貧困」との理由が圧倒的に多く、いわゆる「学校嫌い」の人数は少ない。これは、当時の生徒の経済的困難の深刻さを物語る。しかし、各生徒の長期欠席等の理由は一つとは限らない。経済的貧困が主な理由またはきっかけだったとしても、その生徒に「学校嫌い」の要素がなかったとも限らない。そしていかなる調査方法（教師による判断、生徒による選択等）でも、客観的な経済的貧困という理由に比べ、主観的因素を含み、しかも後述する理由で生徒の自己責任とみなされがちな「学校嫌い」という

理由が実際より少なく算出されがちであることは、否定し得ない。現に「表面に現れないが不就学の理由に劣等感のあったことが隠されている」、「殆どが貧困家庭の子女であるが、その次に多数の所謂遅進児が含まれている」、「経済的理由による不就学と共に、勉強不熱心も大きな理由」⁽⁴³⁾ 等の記載もみられる。

教師による学齢者の夜間中学への勧誘が困難な理由にも、「不就学生徒の知能はほとんど低劣で学習意欲どころか学校生活にあきあきしている。再び学校に行くことは非常に苦痛であり過重」、「(親の談話として) 子どもが勉強をきらって学校へ行かない。何ん(ママ) といつても学校へ行かない」、また「(生徒の特徴として) 『精神薄弱など身体的・精神的に欠陥のあるもの』、『勉強がきらいで学校をいやがるもの。頭が悪いので見込みがない。勉強が面白くない、学校へ行ってもつまらない。学校は窮屈で面白くない。…(中略) …学校へ行く気がしない。欠席がもとで勉強が遅れているのがはずかしい』」、「『窮屈な学校生活、きらいな勉強の重荷に耐えられないどころか、聞いただけでうんざりすると、勉強をきらい、学校をいやがることは骨の髄までしみ込んでいる』『勉強がさっぱりわからないからおもしろくない。学校へ行ってもつまらない』『学校は窮屈でちっとも面白くない』」⁽⁴⁴⁾ 等の記述も多数みられる。

夜間中学に入学した後も、極度の劣等感から「最初はテストはもちろん感想文など一切拒否するものが多かった」、「3ヶ年間テストはもちろん成績物一切の提出を拒否通した特殊な生徒もいた」⁽⁴⁵⁾ 等の記載もある。夜間から昼間の学校に戻れない理由にも、昼間の中学校におけるいやがらせ・差別への危惧が述べられている⁽⁴⁶⁾。

総じてこうした生徒は、昼間の中学でおちこぼされ、差別・いじめにあい、劣等感を植え付けられ、排除された人々だ。彼・彼女たちの不就学・長欠・夜間中学編入は、「能力に応じて」(憲法第二六条、教育基本法第三条) 分断・管理される昼間の義務教育への無言の「挑戦」と言ってよい。それはまた戦後の義務教育が、既にこの時期から「能力に応じて」生徒を排除し、生徒に多大な苦痛を与えていた事実を物語る⁽⁴⁷⁾。夜間中学は、そうした生徒の一種のアジールまたは「受け皿」の役割を果たしていたのである。

教師の一部には、「家庭の無理解又は学校ぎらいな生徒に対しては、特例を除いて、昼間中学校に編入すべきで夜間学級の対象にすべきでない」⁽⁴⁸⁾との意見もあった。

しかし多くの場合、夜間中学とその教師は、こうした生徒を比較的柔軟に受け入れた。その限りで教師は、昼間の中学の矛盾を、個別的・現象的にはリアルに認識していたと言えよう。1954年、全国中学校夜間部教育研究協議会が文部省に提出した「夜間中学法制化的陳情」等においても、「経済的理由による就学困難」だけでなく、「嫌学等を原因として著しく進学の遅滞をみるおそれのある者」⁽⁴⁹⁾ も夜間中学生の対象と想定されていた。

またごく一部の教師は、昼間の中学の教育に対する疑問・批判を明確に述べていた。「学校教育における知能低劣の児童生徒の指導とり扱いの一面を示唆して…(中略) …、おき去られとり残されたこうした生徒を就学させるところに困難があり問題がある」、「(生徒

の）怠惰も我々は簡単に怠惰と断定するのはいけない。その依って来たる原因が根本に教師の指導のまざさと家庭内のトラブル…（中略）…、我々教育にたずさわる者が等しく反省すべき」、「過去の経験にそうした（学校嫌いの）印象を強く刻ませたものは何であるか。学校教育の責任であると断言するものではないが、学習や生徒指導を慎重に考究されねばならない」⁽⁵⁰⁾等である。ある教師は、「昼の先生から二部入学生徒を依頼される時、時々思う『昼のゴミ捨場』と云う感じがおこった。長欠、不就学はまだしも、品行の悪い生徒を受け持った先生は、時にこの手をつかわれるのである」⁽⁵¹⁾と記している。

ただし、こうした昼間の義務教育に対する教師の批判は、部分的・限定的なものにとどまった。多くの場合、教師は、こうした矛盾を、当該生徒個人の能力・性格・不適応の問題とみなし、戦後の義務教育自体が内包する能力主義・管理主義、差別と排除の問題とは認識していなかった。「性格上、学校生活に不適応なもの、知能低劣なもの」、「成績が悪いので昼間へ行けない精神薄弱者」、「小学校時代の不勉強の惰性」、「低能児であるため昼間の学校についていけない」、「意志薄弱や知能が低いために成績が上がらないから劣等感を持つ様になった」、「本人の能力が学級集団に受け入れられず」、「長欠になった原因は小学校時代から意志が薄弱で怠けていたのと知能が劣るので学校が面白くないと生活に追われているから」、「怠惰で学校嫌い」、「『知能程度の低い遅滞児』『問題児』…（中略）…。異常性格の生徒」⁽⁵²⁾等である。その意味で、既存の義務教育に対する生徒の無言の批判・「挑戦」は、夜間中学の教師に十分に受け止められていたとは言い難い。

VIII. 経済的貧困の原因

経済的貧困についても、同様の問題が見て取れる。

当時の夜間中学の所在地は、広範な他地域から若年・児童労働力を吸収する産業立地——中小零細企業がひしめく工商業地帯、衣料関係の特産地、漁村、花柳地区——、および差別に根ざす貧困が続く被差別部落⁽⁵³⁾、米軍基地が立地して「常時離着陸する大型輸送機の爆音や新鋭機の不気味に爆音（が響き）…（中略）…、駐留軍兵士とその関係の特殊女性、旅館貸室、飲食店など」⁽⁵⁴⁾特有の疎外状況が広がる地域であった。そこで貧困は戦災の残滓というより、むしろ戦後の東西冷戦・対米従属下での日本の経済成長・近代化に向けて生み出されつつある新たな貧困であった。

1947年、アメリカは日本を「反共産主義の防壁、極東の工場」とすべく、占領政策を大きく転換した。日本に独占資本主義を復活させるため、傾斜生産方式、新物価体系（以上、1947年）、経済安定九原則（1948年）、ドッジライン、シャウプ税制勧告（1949年）、独占禁止法改定、産業合理化促進法（1952年）、MSA協定（1954年）等の諸政策を矢継ぎ早に強行した⁽⁵⁵⁾。その結果、中小零細企業の倒産、労働者の賃金抑制・解雇、低米価による農村の窮乏、都市・炭鉱・港湾建設現場・漁村等への若年下層労働者の流入、格差拡大に伴

う花柳界の活性化等が生じた。

つまり夜間中学の生徒が直面する貧困は、戦後の東西冷戦・対米従属下での日本の独占資本主義復活に向けた資本の強蓄積、階級・階層格差の拡大が生み出した新たな貧困であった。決して封建制・前近代性の残滓、または戦災による産業の壊滅・インフレに起因する貧困ではなかったのである。米軍基地駐留地域の荒廃・疎外も、もちろんその一形態だ。被差別部落の貧困も、「製靴業が盛んになりかけ、小手間を使えば能率が3倍位になり収入が上るので中学生を使う」⁽⁵⁶⁾など、戦後復興期の近代化との関連で捉える必要がある。

こうした生徒の夜間中学への入学はそれ自体、資本主義的階級関係を前提としつつ「ひとしく教育を受ける権利」、「ひとしく、その能力に応じる教育を受ける機会」を保障し、「社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」とする憲法・教育基本法が抱える矛盾の必然的結果と言ってよい。

教師は、こうした生徒の経済的貧困の実態を、個別的・現象的にはリアルに把握していた。「8月の夏休みが開けて9月に入ると、デフレの進行と共に二部の生徒達の生活を直接支えている職業の方面に大きな不安が現れて来た。…（中略）…給料の遅払いや、事業縮小に伴う人員整理等、生活の不安」、「（夜間中学生の就労先）業者も自由主義資本主義機構の下に浮沈激しい競走場裡（ママ）にある」、「最近デフレによる不景気の旋風に吹きまくられ」、「工業地帯を控えている関係上各種の工員家庭が大部分を占め、その出身地も日本全国を網羅…（中略）…、各種工場の整理による失業者」、「関東地方周辺地域の貧農の子弟が集まり、又東京羽田付近の漁村子弟が貰われて来て漁労に従事」⁽⁵⁷⁾等の記載は、それを物語っている。

ごく一部の教師は、対米従属、資本主義的階級矛盾にも明確に言及していた。「現実の資本体制よりはみ出された失業者、中小企業の倒産、労働強化に対する低賃金によるもの等此れらの原因は直接に労働者の明日の糧を閉じて行った…（中略）…、夜間中学生の大半が此の動員の一員」、「文部省は六三制実施に当って…（中略）…、勿論アメリカ教育制度を模倣したとは云え敗戦後の混沌としたその日の生活にあえぐ国民の実生活を察知し得なかつたとすれば迂遠此の上なしと云わざるを得ない。資本主義経済社会において社会主義政策を取り入れた政治、教育の実施を見つつある現在とは云え、尚全国（特に都市）に九十何カ校の夜間学級を設け、昼間において義務教育を終えることの出来ぬ生徒を救済せねばならぬ現状を直視したとき…（中略）…、口には人間教育を標榜する教育者達よ、民主々義を唱える政治家達よ、彼等少年達の荒み切った生活を少しでも温い心で迎えてやり、少しでも経済的援助に心を配り、人間としての生活を楽しませ、幸福を分けてやっていただきたい」⁽⁵⁸⁾等である。

とはいって、こうした認識は教師の中ではごく少数であった。多くの場合、教師は、生徒の貧困の原因をその居住地・就労先における前近代性・封建制の残滓とみなしていた。「前近代的な生産様式とそれに基く閉ざされた社会構造をもつ社会では、教育作用は寧ろ単純

な技術伝承の形を取り、近代的な教育の理念に対する認識は必ずしも十分でなく、従って教育に対する必要性も身近に感じていない」、「封建的な雰囲気が各面で見受けられ」、「今日わが国における民主主義は所謂与えられたものであり、封建制を払拭してこれをほんものにしなければならぬ」⁽⁵⁹⁾等である。

ここでもまた、自らを近代化の推進者・啓蒙者とする教師の自己認識・義務教育観が、根底から問い合わせられる機会は限られていた。「父兄を啓蒙する—説得する、或いは雇用主の理解協力を求める事」、「父兄生徒の啓蒙」、「保護者やそれを支えている雇傭主に対する啓蒙」⁽⁶⁰⁾等が自明の正義と認識されていたのである。

IX. 外国籍者

最後に、ごく一部だが、外国籍（主に在日韓国朝鮮人）の生徒もいた⁽⁶¹⁾。

1949年、アメリカ占領軍は共産主義の浸透を防止するため、日本の朝鮮学校閉鎖令を出した。外国籍の生徒の夜間中学への入学がこれと関係したものであれば、それは戦後の東西冷戦・対米従属下での日本の近代化に起因する被害者にほかならない。また経過はどうあれ、この生徒の入学は、教育を受ける権利を「国民」に、しかも教育の目的を「国民の育成」に限定する憲法・教育基本法の規定への実質的な「挑戦」であろう。

ただし、こうした生徒の属性・背景について、教師による特段の記述はない。いわば夜間中学への受け入れも、既存の義務教育の恩恵的準用・容認の域を出なかったと思われる。

結論

以上、1947年～1955年の夜間中学の特徴を、生徒またはその候補者による「挑戦」という観点から見てきた。すなわち憲法・教育基本法の下での義務教育が孕む矛盾や限界に対する無言の「挑戦」である。また、こうした「挑戦」の原因・背景には、第1に戦後の義務教育が能力主義・管理主義、教師による選別・排除を既に内包し、生徒に深刻な苦痛を与えていた現実があった。また第2に、東西冷戦・対米従属下での日本の近代化・資本蓄積によって必然的に生み出された経済的貧困があった。これらはいずれも、義務教育の完遂・近代化の推進によって解決し得る問題ではない。むしろポスト・コロニアルの民主主義の日本社会がその後、深化させていく近代的矛盾の萌芽にほかならない。

政府・文部省は、日本の対米従属下での経済復興路線を推進するため、夜間中学を現実の必要に応じた暫定的経過措置として、一定の範囲で黙認した。夜間中学の教師は、様々な葛藤の中で多様な生徒を受け入れることにより、生徒が抱える困難について部分的・断片的にはリアルな認識を獲得していた。またごく一部には、既存の義務教育や資本主義的階級矛盾に批判的視点をもつて至った教員もいた。いわば生徒が教師を教育したのである。

しかしそれでも教師は多くの場合、近代主義的な社会認識に固執し、生徒の困難の原因に関するポスト・コロニアリズムの理解には至れなかった。むしろ自ら近代化の担い手を自認し、生徒・両親・雇用主を啓蒙し、時には夜間中学への入学希望者を排除したり、夜間学級を閉鎖することもあった。そして夜間中学に受け入れられた生徒もまた、その「実際生活（教育基本法第二条）」とは無関係に、六三制義務教育完遂に向けた暫定的経過措置という基準で教師によって再定義されていった。その意味で、この時期の生徒またはその候補者の生活をかけた多様な「挑戦」は、教師の義務教育観を根底から再考させるには至らなかったといわざるを得ない。

注（書籍・論文を除く史料名は、後掲の「参考史料一覧」を用いて略記した）

- (1) 浅野（2021）p.77。
- (2) 浅野（2012-a）pp.126-127、浅野（2012-b）pp.2-4、浅野・佟（2016）pp.60・438-439・478、浅野（2022-a）pp.262-263、浅野（2022-b）pp.293・321-322、ギルロイ（2006）、チャタジー（2015）。
- (3) 浅野（2022-a）p.263、浅野（2020）p.109。
- (4) 江口（2022）pp.20-24は、夜間中学が義務教育の周縁的制度の創出であると同時に、義務教育の内実や実践が当該社会で周縁化された人々との関係の中で作り変えられていく側面にも注目し、「周辺の義務教育史」の視座を提起する。これに対し、ポスト・コロニアリズムの社会変動論の視座からの批判は、浅野（2022-a）pp.263-264。
- (5) 2020-2-巻末p.34。
- (6) 江口（2022）p.26、浅野（2021）pp.78-79。この時期の夜間中学の概況・動向については、浅野（2020）、草・浅野（2018-a）、草・浅野（2018-b）、浅野（2014）等。
- (7) 1954-3-pp.22・27-28・111、1954-2、1955-3-p.1、1958-1。
- (8) 1951-1-p.3、1954-13-p.13、1955-3-p.2、1953-5-p.1、門田（1954）p.41。
- (9) 浅野（2020）p.114。直接は、2004-1-p.44に依拠。なお、赤塚（1978）pp.188-193は、この点を「二つの機会均等観」の対立として先駆的に指摘している。
- (10) 1954-17-p.1、1954-16-p.1、1955-9、1955-11、1954-15、1955-3-p.1、1953-2-p.40、1953-5-p.9、1954-7も参照。
- (11) 1954-9。
- (12) 1954-18。
- (13) 1951-1-p.3、1954-13-p.12、1953-2-p.4、1954-3-pp.65-117。
- (14) 1953-2-p.40。
- (15) 1953-5-p.2、1954-17-p.3。
- (16) 1954-3-p.125、1954-5-p.11、1953-5-p.3。1955-8-p.10、1955-3-p.3も参照。
- (17) 1954-5-p.12、1954-11、1954-17-p.3、1955-8-p.11。
- (18) 1951-1-p.3、1953-9、1954-13-p.12等。
- (19) 1954-3-p.1、1954-9。
- (20) 1954-3-p.25、1954-5-p.18。
- (21) 1954-16-p.89、1955-2-p.34。1954-8-p.79も参照。
- (22) 1955-6-p.43。

- (23) 1954-6-p.2は、「15歳未満は41.3%」と指摘している。ただし学齢は16歳未満と思われる。1954-3-p.42。
- (24) 1953-1、1954-5-pp.8-9、1954-14-p.3、1954-13-p.26、1955-2-p.7、1955-3-p.13、1955-4-p.5、1955-8-p.5、1955-9、1955-11、1964-1-p.90、1984-1-p.52、1953-4-p.490、1954-17-pp.7-8・14-15、1953-5-p.6、1955-1、1983-1-p.21、1953-7、1954-3-pp.35・42・45、1954-4、1954-8-p.13、1955-6-pp.2-7、1955-1、1971-1-p.29。その他、生徒の年齢超過について、1953-11、1953-9、1954-5-p.17、1955-9、1953-4-p.484、1954-17-pp.4-5・19、草・浅野（2018-a）、草・浅野（2018-b）、1952-1、高野（1975）p.1086、1954-3-pp.65・68・117・123、1954-10-p.5等、多数。
- (25) 1954-14-p.3、1992-1-p.22ほか。1954-3-pp.34・42-43も参照。
- (26) 学齢超過の生徒に若年層が多かったことについては、前述の地区・学校別の生徒の年齢構成の記述に加え、1962-1-p.70、1998-1-pp.102-103、1998-2-p.5、1977-1-p.83、1953-10、1953-11、高野（1975）p.1088も参照。
- (27) 1954-6-p.23。1954-3-p.64も参照。
- (28) 1954-6-p.23、1954-3-pp.114-123、1953-11、1955-7-p.19、1955-5、1954-17-p.5。
- (29) 1955-7-p.19。
- (30) 1951-1-p.4、1954-3-p.64。
- (31) 1952-1。なお一部の例外として、高野（1975）p.1084、1954-3-p.20によれば、「不就学生徒で学令超過者数十名の将来を考慮」したり、「卒業生の就職難のため不良化を恐れ補習と補導」のために開設された夜間中学も存在した。これらは設立当初から、学齢超過者を生徒と想定していたといえよう。
- (32) 1951-3。
- (33) 1969-1-pp.35-36、1954-17-p.5、1952-3-p.66。1978-1-p.4も参照。
- (34) 1971-1-p.24。
- (35) 1951-2、1954-17-p.3、1954-15。
- (36) 伊藤（1958）p.5。
- (37) 1954-12、1954-5-p.17、1974-1-p.755等。
- (38) 1953-2-p.41、1953-5-p.5、1955-8-p.1。
- (39) 1947-1-昭和25（1950）年7月20日記載。
- (40) 1954-17-p.84、1954-3-pp.118-124、1952-3-p.66。
- (41) 1954-17-p.84。
- (42) 1951-1-p.9、1953-1、1954-13-p.27、1955-3-p.14、1955-4-p.3、1955-11、1953-5-p.9、1954-8-p.17、1954-3-p.127。
- (43) 1955-11、1952-2、1953-5-p.21。
- (44) 1954-5-pp.11-18、1955-8-pp.10-11。
- (45) 1954-5-p.12、1955-8-p.13。
- (46) 1954-8-pp.80-81。
- (47) 「能力に応じ」た教育については、「底辺の／できない生徒」と「学力のある生徒」のいずれを中心据えて「機会均等」を推進するかをめぐり、二つの対立する条文解釈・教育実践があった（赤塚1978, pp.195-198）。ただし同書も指摘する如く、現実の教育現場では「圧倒的に後者」、つまり能力主義的な切り捨てが横行した。またより重要なことは、これら二つの立場は、いずれも既

存の学校で評価される「能力」についての批判的検討には踏み込んでいない。つまり前者の立場も、義務教育によって「底辺の／できない生徒」と認定され、「手厚い教育」を施されることの問題性を見ていない。

- (48) 1954-3-p.119。1954-17-p.84も参照。
- (49) 1954-18、1955-3-p.4。
- (50) 1954-5-p.18、1954-16-pp.17-18、1955-8-p.11。
- (51) 1954-8-p.73。
- (52) 1953-5-p.3、1954-3-pp.102・120-125、1954-17-pp.74-75、1955-8-pp.11・14。
- (53) 1949-1、1952-3-p.66、1954-17-pp.1-6、1951-3、1954-1、1954-12、1954-3-pp.22・24-25・27、門田（1954）p.39、1954-15、1954-11、1955-10、1953-6-p.119。
- (54) 1954-5-pp.4-5、1955-8-pp.8-9。
- (55) 浅野（1993）pp.40-41。
- (56) 高野（1975）p.1048。したがって、この時期（1955年以前）、すでに生徒数の減少等により閉鎖に至った夜間中学も散見される。1965-1、高野（1975）p.1082、草・浅野（2018-a）、草・浅野（2018-b）等。
- (57) 1955-2-p.33、1955-9、1954-8-p.43、1954-3-p.119。1955-10も参照。「この傾向は次第に改められ、年々漸減の傾向である」とも記されている。
- (58) 1954-16-p.17、1955-6-p.43。
- (59) 1953-5-p.3、1954-3-pp.123-125、1954-9。
- (60) 1955-3-p.3、1955-8-p.12、1954-3-p.103。
- (61) 佐野（1960）p.25、1977-1-p.83。

参考文献一覧

- 赤塚康雄（1978）『新制中学校成立史研究』明治図書出版。
- 浅野慎一（1993）『新版 現代日本社会の構造と転換』大学教育出版。
- 浅野慎一（2012-a）「ミネルヴァの梟たち:夜間中学生の生活と人間発達」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』6（1），pp.125-145。
- 浅野慎一（2012-b）「民族解放・国民主権を超えて」『日中社会学研究』20，pp.1-8。
- 浅野慎一（2014）「戦後日本における夜間中学の誕生と確立」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』7（2），pp.157-176。
- 浅野慎一（2020）「夜間中学校とその生徒の史的変遷過程（前篇）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』13（2），pp.109-127。
- 浅野慎一（2021）「夜間中学とその生徒の史的変遷過程」『基礎教育保障学研究』5, pp.77-93。
- 浅野慎一（2022-a）「書評 江口怜『戦後日本の夜間中学一周縁の義務教育史』東京大学出版会」『基礎教育保障学研究』6, pp.262-264。
- 浅野慎一（2022-b）「中国残留日本人孤児にみる歴史問題の和解と市民運動」外村大編『和解をめぐる市民運動の取り組み』明石書店、292-324頁。
- 浅野慎一・佟岩（2016）『中国残留日本人孤児の研究:ポスト・コロニアルの東アジアを生きる』御茶の水書房。
- チャタジー, P. (2015) 『統治される人々のデモクラシー』(田辺明生・新部享子訳) 世界思想社。
- 江口怜（2022）『戦後日本の夜間中学一周縁の義務教育史』東京大学出版会。

- ギルロイ, P. (2006) 『ブラック・アトランティック』(上野俊哉・毛利嘉孝・鈴木慎一訳) 月曜社。
- 伊藤泰治 (1958) 「夜間中学の二つの源流と三つの型」『中学校』全日本中学校長会編、4-5頁。
- 門田宏 (1954) 「本校二部学級の歩み」『部落』51, pp.39-41.
- 草京子・浅野慎一 (2018-a) 「1947 ~ 1955年における夜間中学校と生徒の基本的特徴（前篇）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』11 (2) , pp.93-111.
- 草京子・浅野慎一 (2018-b) 「1947 ~ 1955年における夜間中学校と生徒の基本的特徴（後篇）」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』12 (1) , pp.47-65.
- 佐野繁太郎 (1960) 「夜間学級の問題点」『愛護教育』神戸市愛護教育連盟、24-27頁。
- 高野雅夫 (1975) 『ルンプロ元年 父母の歴史を受けつけ仇打ち 連続射殺魔 永山則夫の「私設」夜間中学』

参照史料一覧

- 1947-1 大阪市立勝山中学校『学校沿革史（昭和22年度起）』。
- 1949-1 「老先生と不就学児童」新聞名・日付不明。
- 1951-1 足立区立第四中学校二部『夜間学級経営概要』。
- 1951-2 上野市立崇広中学校『不就学対策実施概要』。
- 1951-3 無署名「S 26年頃 高知・戸波中学校夜間部について」。
- 1952-1 『神戸新聞（西播版）』10月3日。
- 1952-2 「不就学及長欠児童対策の近況」西宮市教育委員会事務局『教育時報』1.
- 1952-3 由良中学校「打開えの努力」『兵庫教育』4 (4).
- 1953-1 墨田区立曳舟中学校第二部（夜間部）『墨田区立曳舟中学校第二部（夜間部）概要』。
- 1953-2 足立区立第四中学校第二部『夜間学級経営概要』。
- 1953-3 兵庫県神崎郡神崎中学校甘地校「本校同和教育の歩み」兵庫県立同和研修センター・兵庫県同和教育史研究委員会編『兵庫県教育史兵庫県関係史料』第三巻（1978年）。
- 1953-4 神戸市立布引中学校「本校特殊学級生徒の生活環境実態」『同和教育史兵庫県関係史料』第三巻（1978年）。
- 1953-5 広島市立二葉中学校第二部『第二部学級の概要と実態』。
- 1953-6 寺本喜一「学校社会事業形態としての夜間中学」。
- 1953-7 上野市立崇広中学校「夜学生名簿」。
- 1953-9 『朝日新聞』2月1日。
- 1953-10 『朝日新聞夕刊』9月11日。
- 1953-11 『中国新聞』7月7日。
- 1954-1 墨田区立曳舟中学校『学校要覧』。
- 1954-2 全国中学校夜間部教育研究協議会『第一回全国中学校夜間部教育研究協議会』。
- 1954-3 文部省初等中等教育局・中央青少年問題協議会『夜間に授業を行う学級をもつ中学校に関する調査報告書 第1部』。
- 1954-4 名古屋市立天神山中学校『二部学級 教育報告』。
- 1954-5 立川市立立川第三中学校『第二部（夜間）学級経営』。
- 1954-6 労働省婦人少年局『夜間中学校に学びながら働く年少者』。
- 1954-7 全国中学校夜間部教育研究協議会「宣言」。
- 1954-8 京都市教育委員会・京都市立二部学級研究会『京都市立中学校夜間部教育の研究』第5集。

- 1954-9 全国中学校夜間部教育研究協議会「協議題『夜間中学法制化の問題』」。
- 1954-10 寺本喜一「夜間中学生の欠席率を手がかりとする不就学長欠問題の一分析」。
- 1954-11 奈良市立東市中学校長・松下正利「夜間特別授業の実態について」。
- 1954-12 足立区立第四中学校第二部『本校に於ける夜間学級経営の実態』。
- 1954-13 足立区立第四中学校第二部『夜間学級経営概要』。
- 1954-14 足立区立第四中学校第二部『夜間学級の概要』。
- 1954-15 新宮市立城南中学校「発表要項」。
- 1954-16 尼崎市立小田南中学校『不就学対策の一環として見たる夜間特殊学級の経営』。
- 1954-17 尼崎市立大庄東中学校『夜間特殊学級の教育 特殊教育研究』第四集。
- 1954-18 全国中学校夜間部教育研究協議会「中学校夜間学級の法的措置に関する陳情書」。
- 1955-1 京都市立皆山中学校『本校の特殊教育の概要』。
- 1955-2 東京都大田区立糀谷中学校第二部『学校要覧並に生徒実体調査の一部』。
- 1955-3 八王子市立第五中学校二部『学校要覧』。
- 1955-4 世田谷区立新星中学校『夜間学級の概要』。
- 1955-5 全国中学校夜間部教育研究協議会『参考資料』。
- 1955-6 京都市教育委員会・京都市立二部学級研究会『昭和30年度京都市立中学校夜間部教育の研究』第6集。
- 1955-7 東京都教育庁総務部調査課『中学校 夜間学級に関する調査報告書』。
- 1955-8 立川市立立川第三中学校『第二部（夜間）学級経営』。
- 1955-9 白倉甚八「義務教育を修了するに困難な事情にある生徒救済の途」。
- 1955-10 横浜市立浦島丘中学校「地元民の熱意がもりあげた二部学級について」。
- 1955-11 『墨田区立曳舟中学校夜間部について』。
- 1958-1 (牛山生)「夜間中学校の問題と校長会」全日本中学校長会編『中学校』。
- 1962-1 墨田区立曳舟中学校夜間部『十年の歩み』。
- 1964-1 東京都夜間中学校研究協議会編『東京都夜間中学校十四年の歩み』。
- 1965-1 専修大学学生会教育研究会『夜間中学』。
- 1969-1 全国夜間中学校研究会『第16回全国夜間中学校研究会大会要項・研究資料』。
- 1971-1 全国夜間中学校研究会『第18回全国夜間中学校研究大会要項・研究資料』。
- 1974-1 尼崎市教育委員会『尼崎市戦後教育史』。
- 1977-1 江戸川区立小松川第二中学校『小松川二中夜間学級五年のあゆみ』。
- 1978-1 神戸市立布引中学校『30周年記念』。
- 1983-1 広島市中学校教育研究会夜間学級部会『広島市立中学校夜間学級30年のあゆみ』。
- 1984-1 世田谷区立新星中学校第二部『三十年の歩み』。
- 1992-1 東京都夜間中学校研究会『東京都の夜間中学校の歩み』。
- 1998-1 墨田区立曳舟中学校『曳舟 閉校にあたって』。
- 1998-2 墨田区立曳舟中学校夜間学級『四十六年の歩み』。
- 2004-1 第50回全国夜間中学校研究会大会実行委員会『第50回全国夜間中学校研究大会記念誌』。
- 2020-2 全国夜間中学校研究会『第66回全国夜間中学校研究大会大会発表誌』。

“Challenges” Regarding the View of Compulsory Education in Night Junior High Schools in 1947-1955

ASANO, Shinichi (Setsunan University)

Abstract

This paper examines the characteristics of Japanese night junior high schools from 1947 to 1955 from the perspective of “challenges” by students and prospective students. The basic perspective of this paper is the social change of post-colonialism. We grasped the reality of students' silent “challenges” against the contradictions and limitations of compulsory education under the Constitution and the Fundamental Law of Education. Specifically, we examined the characteristics of social change theory behind the 1) school-age students who wished to transfer from daytime junior high school to night junior high school, 2) school-age students who refused or were absent for a long time who were recruited by teachers, 3) students over-school age, 4) applicants from outside the school district, 5) school-age students who “hate school”, 6) the causes of economic poverty among students, and 7) foreign students. The causes and background of the various “challenges” of students at that time were: first, post-war compulsory education already included meritocracy, managerialism, and selection and exclusion by teachers, causing serious suffering to the students. Second, economic poverty and disparity inequality inevitably created by the modernization and capital accumulation of Japan under the Cold War and dependence on the United States. Some teachers at night schools partially and piecemeal re-examined their views of compulsory education by accepting a diverse range of students in various conflicts. However, many teachers adhered to modernist social perceptions and compulsory education views, and did not correctly understand the causes of students' difficulties. In that sense, the various “challenges” of night junior high school students and prospective students during this period did not lead to a fundamental reconsideration of teachers' view of compulsory education.

Key Words :

compulsory education, night junior high school, post-colonialism, social change